第二　現に大学等を設置する学校設置会社が大学等を設置する場合

［略］

三　既設校等について

㈠～㈤　［略］

㈥　大学（専門職大学を除く。以下第二の三の㈥において同じ。）若しくは大学の学部を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、新たに専門職大学を設置する場合であって、当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分の百十以下であるとき又は短期大学（専門職短期大学を除く。以下第二の三の㈥において同じ。）若しくは短期大学の学科を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期大学を設置する場合であって、当該大学、専門職大学若しくは専門職短期大学の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下であるときは、以下のとおり取り扱うこと。

ア～ウ　［略］

別表第一　標準設置経費額（第一の一の㈨、第二の一、第三の一及び第四の一関係）

一　大学

㈠　収容定員が四〇〇人（医学関係及び歯学関係にあっては四八〇人）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
施設の整備に要する経費		五六六	一、一五五	七六六	一四、一四八（一一、二九五）	四、〇二三（二、一〇八）
設備の整備に要する経費		三六	七二六	一四三	六、九二八（五、一五九）	一、八二九（六六九）
合計		六〇二	一、八八一	九〇九	二一、〇七六（一六、四五四）	五、八五二（二、七七七）

備考

一　標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額（大学設置基準第四十五条第一項又は専門職大学設置基準第六十一条第一項に規定する共同学科（以下「大学の共同学科」という。）を置く学部にあっては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額に、第十二号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）以上であることを要する。（別表第一の一の㈡の表において同じ。）

第二　現に大学等を設置する学校設置会社が大学等を設置する場合

［同上］

三　既設校等について

㈠～㈤　［同上］

㈥　短期大学又は短期大学の学科（以下第二の三の㈥において「短期大学等」という。）を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、新たに大学等を設置する場合であって、当該大学等の入学定員が当該廃止に係る短期大学等の入学定員の百分の百十以下であるときは、以下のとおり取り扱うこと。

ア～ウ　［同上］

別表第一　標準設置経費額（第一の一の㈨、第二の一、第三の一及び第四の一関係）

一　大学

㈠　収容定員が四〇〇人（医学関係及び歯学関係にあっては四八〇人）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
施設の整備に要する経費		五五二	一、一二六	七四六	一三、七八九（一一、〇〇九）	三、九二一（二、〇五四）
設備の整備に要する経費		三六	七二七	一四三	六、九三四（五、一六四）	一、八三一（六七〇）
合計		五八八	一、八五三	八八九	二〇、七二三（一六、一七三）	五、七五二（二、七二四）

備考

一　標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額（大学設置基準第四十五条第一項に規定する共同学科（以下「大学の共同学科」という。）を置く学部にあっては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額に、第九号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）以上であることを要する。（別表第一の一の㈡の表において同じ。）